

### 第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式

#### 1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
52.8%	54.9%	55.4%				
目標達成に 必要な数値	55.7%	58.6%	61.4%	64.3%	67.2%	70%
2020年度の 取組・課題	<b>【取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療保険者による受診率向上のための啓発、保険者協議会による支援</li> <li>・医療保険者間の協力や受診医療機関の拡大等、受診しやすくする環境整備</li> <li>・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発</li> <li>・いばらき健康経営推進事業所の認定項目に、従業員が健康診査を受けやすい体制づくりを位置付け</li> </ul>					
	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療保険者が特定健診の受診勧奨を啓発しているが、実施率の伸びが少ない。</li> <li>・未受診者対策やかかりつけ医との連携等の取組の徹底、さらに受診しやすい環境づくりを推進していく必要がある。退職者等の保険者の変更により未受診にならないよう保険者間の連携や情報提供が必要。</li> </ul>					
次年度以降の 改善について	特定健診受診啓発の継続、未受診者対策を推進、地域と職域の連携					

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
18.6%	22.1%	22.0%				
目標達成に 必要な数値	23.0%	27.4%	31.8%	36.2%	40.6%	45%
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診当日の初回面接を実施する市町村の増加、特定健診が受けやすくなる環境整備</li> <li>・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施</li> <li>・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発</li> </ul>					
	<p>【課題】</p> <p>保健指導実施率は上昇しているが、伸びが少ない。医療保険者により伸び率に差があるため、各医療保険者間で情報共有し、好事例を横展開できるようにしていく必要がある。本県は、働く世代の特定保健指導の実施率が特に低いため、医療保険者と事業所等の連携が求められる。</p>					
次年度以降の 改善について	各医療保険者で情報共有し、好事例の横展開につながる研修会や事業所等との連携につながる啓発					

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
13.0%	12.5%	12.9%				
目標達成に 必要な数値	15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25%
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施</li> <li>・各医療保険者、市町村による生活習慣病予防の啓発</li> <li>・ヘルスケアポイント事業による県民への健康づくりの取組（運動、食事、健診等）を推進</li> </ul>					
	<p>【課題】</p> <p>メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率が少なく、特定保健指導の実施率も低い。また働く世代のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が高いことから、新たな対象者を増やさない取組が必要。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>新規の対象者を増やさないよう生活習慣病予防を特に若い世代・働く世代に重点的に普及啓発、ヘルスケアポイント事業の活用、いばらき健康経営推進事業所の取組を推進、減塩対策の推進。</p>					

④ たばこ対策に関する目標

成人の喫煙率の減少

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
男性 33.5% 女性 6.6%	—	男性 30.9% 女性 8.4%	—			
目標達成に 必要な数値	32.2	30.9	29.6	28.3	27.0	男性 25.5% 女性 4.0%
2020 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進</li> <li>・歯科病院・薬局での禁煙支援・相談</li> </ul>					
	<p>【課題】</p> <p>健康増進法が改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)され、施設内原則禁煙となったことを踏まえ、望まない受動喫煙防止対策に係る法規制の周知を図る必要がある。</p>					
次年度以降の 改善について	受動喫煙防止対策に係る法規制の周知を図る。					

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種の普及啓発の推進
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>県ホームページや報道機関などの広報媒体を積極的に活用し、予防接種に関する正しい情報の普及啓発に努めている。</p> <p>特に、HPV ワクチン接種については、各市町村に対し、接種対象者及びその保護者に対する個別通知による情報提供を依頼した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取り組みを推進していく。</p>
次年度以降の 改善について	2021年度も引き続き、関係機関と連携した普及啓発活動を実施していく。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標（糖尿病の重症化予防の推進）

目標	糖尿病性腎症により新規に透析を導入される人数（2015:416人）の現状維持。現状値（2019:399人）
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病に係る医療連携体制の推進（糖尿病対策検討部会の開催、県糖尿病性腎症予防プログラムの整備等）</li> <li>・糖尿病性腎症の重症化予防の推進に向けた研修会の開催（県プログラムの周知・活用、取組みの向上のため）</li> <li>・2020年1月、県プログラムに保健所の役割を追加（地域の連絡会、医師会との調整等）</li> </ul> <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規透析患者の中で糖尿病性腎症による割合が一番多いが、横ばいから減少傾向にある。</li> <li>・未治療者への受診勧奨の取組は実施されている。一方、治療中断者への受診勧奨や治療中患者への保健指導の取組も年々増えているが、人員配置や医療機関との具体的な連携方法などの課題がある。</li> </ul>
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関と連携した受診勧奨と保健指導が更に推進できるよう、今後も医師会や関係機関等と連携し、かかりつけ医等への協力を求めていく。</li> <li>・医療が必要な患者が適切に医療に結びつくよう医療保険者と協力して、働きかけを強化していく。</li> </ul>

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標（歯科口腔保健の推進）

80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
41.0% (H27)	—	—	—			
目標達成に 必要な数値	43.6	44.9	46.2	47.5	48.8	50%以上
2020年度の 取組・課題	<b>【取組】</b> ・ 歯科口腔保健に係る推進体制の推進（部会の開催等） ・ 市町村歯科口腔保健事業の推進のための研修会の開催 ・ モデル市町村におけるフッ化物洗口の推進のための事業 等					
	<b>【課題】</b> 自分の歯を失う原因になる歯周病の有病状況（進行した歯周炎を有する者の割合等）の改善が見られない。					
次年度以降の 改善について	関係機関と連携し、施設等でのフッ化物洗口を推進するとともに、事業所等での歯科検診の受診やセルフケアの実践方法の周知を推進することなどにより、現在歯数の増加に寄与する歯科疾患の予防を行う。					

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
69.7%	77.0%(*) (74.5%)	79.9%(*)	81.0% (*)			80%
目標達成に 必要な数値	72.0	73.7	74.9	76.6	78.3	80
2020 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>後発医薬品のさらなる使用促進のため、医療関係者及び保険者等を構成員とする協議会を設置し、WG会議や検討会議等を開催するなど、多職種間で課題を共有し連携強化を図った。また、県民への啓発として、メディア（新聞、ラジオ）や公共交通機関（鉄道、バス）に加え、WEB（Yahoo!JAPAN）等を利用した広告を実施した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>効果的、効率的な啓発を実施するため、保険者の他、各種関係団体との連携強化等の対策が重要である。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>目標値である 80%は達成しているが、若年層の使用割合が低いため、若い世代にターゲットを絞った啓発や、電子媒体を活用した広報活動など、より効果的、効率的な後発医薬品の使用促進事業を推進する。</p>					

(\*) 出典「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」 括弧内はNDBデータ（都道府県別使用割合）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標（在宅訪問実施薬局数）

目標	在宅訪問実施薬局数（人口 10 万人対）を 2023 年度までに 19.7 箇所を増加させる。
2020 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>薬機法改正により 2021 年 8 月から施行される「地域連携薬局」の制度を円滑に開始するため、国補事業として選定された「地域連携認定薬局推進体制整備事業」を実施した。住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うため、入退院時や在宅医療において、他医療提供施設や他職種と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）を整備することを目的に、地域の医療・福祉関係職種等で構成する地域協議会を設置するモデル事業を実施することで、医療機関等との連携体制構築のための取組等の支援に取り組んだ。</p> <p>在宅訪問実施薬局数（人口 10 万人対）： 13.6 箇所（2017 年度）→ 18.5 箇所（2020 年度）</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>在宅訪問実施薬局は順調に増加傾向にある一方で、新たな制度の理解がどれくらい得られるか、見通しが立てづらい状況である。</p>
次年度以降の 改善について	認定薬局制度の理解促進を図るため、薬局・薬剤師に対する教育研修等を実施する。

## 2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2020年度の 取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険者と協力した生活習慣病予防の事業（ヘルスケアポイント事業、いばらき健康経営推進事業）の推進</li><li>・ 市町村や茨城県医師会と連携し、予防接種の接種勧奨や正しい情報提供を実施した。</li></ul>
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 更に各保険者との連携及び協力を強化していく。</li><li>・ 風しんの第5期定期接種について、茨城県国保連合会とも連携し、接種勧奨や情報発信を実施する。</li></ul>